

給水装置工事の指定給水装置工事業者の指定の更新

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事業者の指定を更新したので、千葉県企業局指定給水装置工事業者規程第4条第2号の規定により公示する。

公示日:令和元年11月13日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		指定の有効期限
				名称	所在地	
第97号	有限会社 フタミ水道工業所	習志野市谷津4丁目8番45号	前田 智紀	有限会社 フタミ水道工業所	習志野市谷津4丁目8番45号	令和7年09月29日
第209号	まえだ興業株式会社	船橋市丸山4丁目12番10号	前田 進	まえだ興業株式会社	船橋市丸山4丁目12番10号	令和7年09月29日